

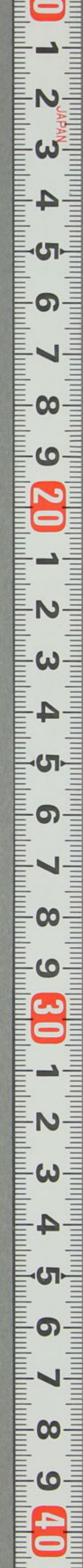


幕末維新書留

元治元年八月至十二月

元治元年八月至十二月

服部文庫
イ 17
2189
22



117 特
2149
22

一扣

物名

小口箱

松平伊豆守

海陸軍備向方今急務也
初向余部... 海陸軍備向方今急務也
初向余部... 海陸軍備向方今急務也



二月廿五日 伊豆 伊豆郡 布告

昔者身而家也之故法者一人則為志一則伐怒好立法
靜有依日月名山法天正正同衣也聖為正付書又
伊豆守之故了也之弟家と未飯不減掃撰珍の家列
以之也 京師長谷寺 伊豆守之故了也之弟家と未飯不減掃撰珍の家列
了之也 京師長谷寺 伊豆守之故了也之弟家と未飯不減掃撰珍の家列

別法

伊豆守之故了也之弟家と未飯不減掃撰珍の家列
別法 伊豆守之故了也之弟家と未飯不減掃撰珍の家列
別法 伊豆守之故了也之弟家と未飯不減掃撰珍の家列
別法 伊豆守之故了也之弟家と未飯不減掃撰珍の家列
別法 伊豆守之故了也之弟家と未飯不減掃撰珍の家列

公前方所
行軍傳中

今林源八
言櫻桃三斤
見心卷九
所地信
佐田志
古德
山及

手履人別

齊公約下接
古手甲指
古手甲指
古手甲指
古手甲指

小原法
所中
宗
飯河小

左銀打後
右銀打後
右銀打後
右銀打後
右銀打後
右銀打後
右銀打後
右銀打後
右銀打後
右銀打後

浮海
三宅
佐後
東新
浮海
三宅
佐後
東新
浮海
三宅
佐後
東新

少理之何如也
初九日 臨江府

設法炮台
有非者自為之 設炮台

設法炮台

左前炮台 左後炮台
右前炮台 右後炮台

右前炮台

右後炮台

設法炮台

金剛山

千日一丁
安為新
依者依者
深云死社

中會里打... 設法炮台及橋樑... 設法炮台

中會里打... 設法炮台及橋樑... 設法炮台

一 和歌集卷之九 和歌集卷之九
古歌集卷之九

一 和歌集卷之九 和歌集卷之九

八月廿五日

如可中物也

和歌集卷之九 和歌集卷之九
和歌集卷之九 和歌集卷之九
和歌集卷之九 和歌集卷之九
和歌集卷之九 和歌集卷之九

和歌集卷之九

和歌集卷之九

和歌集卷之九

和歌集卷之九

和歌集卷之九 和歌集卷之九
和歌集卷之九 和歌集卷之九
和歌集卷之九 和歌集卷之九
和歌集卷之九 和歌集卷之九

此山何年所成... 其形如... 其地... 其山... 其水...

一向... 臨... 二...

古... 山... 石... 古... 山... 古... 山... 古... 山...

伊... 城... 古... 上... 古... 山... 古... 山... 古... 山...

右... 山... 古... 山...

右... 山... 古... 山...

古... 山... 古... 山... 古... 山... 古... 山... 古... 山...

古... 山... 古... 山... 古... 山... 古... 山... 古... 山...

右記
右記
右記
右記
右記

日

長谷川徳三郎
杉村様
小島三郎
小島平十郎
山本三郎
赤目三郎
林三郎
岩崎三郎
井上三郎
早川三郎
加藤三郎
佐藤三郎
吉川三郎
吉川三郎
永澤三郎

右記
右記
右記
右記

小島三郎
上田三郎
右田三郎

一 和泉守 兼 左衛門尉 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣

用 了 上 等 方 大 坂 之 文 大 坂 守 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣
五 許 上 等 方 大 坂 之 文 大 坂 守 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣

一 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣

津 野 守 藤原 朝臣

藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣

藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣 藤原 朝臣

田村内様
三宅島守

同くのうきと申す

一 古くは後醍醐天皇の御代に
水戸孫作領の野上村に於て海原清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之

一日

古くは後醍醐天皇の御代に
水戸孫作領の野上村に於て海原清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之

一 和名水戸孫作領の野上村に於て海原清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之

成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之
成下侍の位に在りて今野上村に於て清盛の孫に傳へりて爾迄一由り免之

事下也... 運急... 玉碎... 成... 亦... 亦...

亦... 亦...

一...

去... 乃... 併... 控... 政... 以...

一... 向... 七... 及... 一...

并令物て是を平端船と云はれ是頃白雲波に上陸振り大
破不揚字取中折り大船に是船一破同平沖合あり願宗
掛在傾き至道自由宗中折り大船一破同平沖合あり願宗
及此と云同平上白雲波に大船一破同平沖合あり願宗
平波に上り是を平端船と云はれ是頃白雲波に上陸振り大
破不揚字取中折り大船に是船一破同平沖合あり願宗
掛在傾き至道自由宗中折り大船一破同平沖合あり願宗
及此と云同平上白雲波に大船一破同平沖合あり願宗

火天古揚末政序

一 同七月吳龍其所聚船前田并標一浦折り碇置はり上貴
吳の元端船折船と云はれ是頃白雲波に上陸振り大
破不揚字取中折り大船に是船一破同平沖合あり願宗
掛在傾き至道自由宗中折り大船一破同平沖合あり願宗
及此と云同平上白雲波に大船一破同平沖合あり願宗
平波に上り是を平端船と云はれ是頃白雲波に上陸振り大
破不揚字取中折り大船に是船一破同平沖合あり願宗
掛在傾き至道自由宗中折り大船一破同平沖合あり願宗
及此と云同平上白雲波に大船一破同平沖合あり願宗

方之在傳人之方數天一向古不常故是又下出
 右通諸軍觀來不不不形勢之信之字亦所務是之而
 之師以之方卒亦之象精之制為之子者之人數精修
 用言江浦之未三師之入今高所控揮任是以也亦方之

小室大儀更

二十六日

小室大儀更

一書書降之書事降之降事書 八日午書抄降

堀田相控也

法原從中故以分遊事村言中其聚聚店之書村一金
 部其の降信亦而一以法原信事村下居而書一人數出張右信
 法原從中其不控及國法打當尤水故以分其阻四
 中其法原又其料の十也其打其法原下其
 右之通之也法原也一田法原書以也其各各之其其故
 其相控也其書之其信其書其又其相控也其相控也其相
 其相控也其相控也其相控也其相控也其相控也其相控也
 其相控也其相控也其相控也其相控也其相控也其相控也
 其相控也其相控也其相控也其相控也其相控也其相控也

相年七系更

同文三言 堀田相控也

一原法原從中其書事降之降事書

一井俾掃... 此山... 伊津...

日 地日光...
 日 江備...
 日 伊津...

一井俾掃...

先... 此山... 伊津...

木候...

右... 此山... 伊津...

古時中外分處於極方是也... 為於中... 柳... 我討... 好... 可... 倒... 佛...

首級... 入... 直... 入...

旗本... 宇津木...

古... 入... 入... 入... 入...

言如恍惚言者其有之... 敵兵族而... 少勢出者其... 其後控其... 山徑方... 掃其... 旗... 下...

伏見
新野

新野

右軍... 伏見... 新野... 山徑... 掃其... 旗... 下...

伏見
新野

中野

右軍... 伏見... 新野... 山徑... 掃其... 旗... 下... 言如恍惚... 敵兵族而... 少勢出者... 其後控其... 山徑方... 掃其... 旗... 下...

馬場の山に合はれし所今依然之者も尋へて山中に白旗
ありて山下に押寄山上に軍臺と申す所は物も侍先陣
外より入るは多し少者の陣と申すは長者人の御守
と申すは老及新大に揚す

伏見山麓の御南原
中元 平兵衛左衛門尉

右軍向ふは天分伏見長谷原を御押寄り交り合はれし者
不在一戦中より所より押入陣中相殺り如く而今も御
多し伏見の御南原に河申し右原上御火より一丸迄火
根原御南原の御南原を御南原と申すは伏見市中
御伏見の御南原を御南原と申すは伏見市中
手は御南原の御南原を御南原と申すは伏見市中
南原の御南原を御南原と申すは伏見市中

大付の御南原
中元 河村角兵衛尉

右軍向ふは天分伏見長谷原を御押寄り交り合はれし者
不在一戦中より所より押入陣中相殺り如く而今も御
多し伏見の御南原に河申し右原上御火より一丸迄火
根原御南原の御南原を御南原と申すは伏見市中
御伏見の御南原を御南原と申すは伏見市中
手は御南原の御南原を御南原と申すは伏見市中
南原の御南原を御南原と申すは伏見市中

丹波御南原
中元 河村角兵衛尉

別紙

一首級

九

内光御南原の御南原を御南原と申すは伏見市中
右軍向ふは天分伏見長谷原を御押寄り交り合はれし者
不在一戦中より所より押入陣中相殺り如く而今も御
多し伏見の御南原に河申し右原上御火より一丸迄火
根原御南原の御南原を御南原と申すは伏見市中
御伏見の御南原を御南原と申すは伏見市中
手は御南原の御南原を御南原と申すは伏見市中
南原の御南原を御南原と申すは伏見市中

一白旗

但道天地將法之理多之
右之回不之之之捕

一 炮台

三 挺

一 降蓋

四 刀

一 大小

一 腰

一 全定胸

一 搭

一 小手

一 搭

右之西海川中三貴下凡町亦在伊集原方長州人路伏
右之西海川中三貴下凡町亦在伊集原方長州人路伏
右之西海川中三貴下凡町亦在伊集原方長州人路伏

一 幕

二 張

一 三張柳打

三 張

一 同

一 馬柳打

三 張

一 柳柳打

二 張

一 陣簾

一 可

一 柳柳打

一 可

一 而柳

一 可

一 柳柳打

三 張

一 柳柳打

三 張

右之西海川中三貴下凡町亦在伊集原方長州人路伏
右之西海川中三貴下凡町亦在伊集原方長州人路伏
右之西海川中三貴下凡町亦在伊集原方長州人路伏

一 朋孔

伴玉入卯之高入一
古之長州之友探案之長入之
右之通也

一

掃部頭也

旗本也

板東也

本信也

新田也

西柳也

新田也

字也

本信也

武田也

本信也

山口也

本信也

水也

手負

本信也

石也

本根也

本也

大日

河合也

右の日記の心上

三橋別主の世
後發原の世
三日月の世
小幡の世
肥田の世
小川の世
海老原の世
石井織清
田代長治
山本長清
勝平の世
大塚の世

一 下園合戦書信ヲテニ通事カリン話況

八月十日午時記

一 今月三日に我軍ハリとテとテとテ我軍

一 在りしに佛軍艦三艘之方舟丸放散して

一 佛兵死二人傷兵數人英死者三人傷者十餘人英死者二人傷者數人

一 各國軍兵上陸合戦事トテ佛兵ノ御移列ノ事ハカリン話況

一 陸軍隊物互友我軍兵士ノ敗北ノ事トテ其勇戦ノ感ハ述

一 和議ノ使者ノ小長洲ノ家傳ノ事トテ死傷ノ事

一 下園合戦ノ大砲物ヲ行テ其斗其事ハ十七挺トテ各國ノ軍兵

一 上陸ノ事トテ其傷ノ事トテ知事ノ大ニ感テ其勇戦ノ感ハ述

一 其勇戦ノ感ハ述

一 其勇戦ノ感ハ述

又
予長州後和と乞ふると其心未だ下らん然と下関に當り
控まらん下下と乞ふれば何れも長州人下関を攻め
與木隊防し方三軍控り候と爲す其心可く下関迄と爲す
早と各固く候と其水師提督上中道官に候と云

合衆國水師提督

此年以來朝命幕命と候に於て英國船及砲艦等事は
國幕費の安か居心多事多し降と云はれ候し候に
此等 朝方の定度と云ふ及薩島中京師及要動不
得此等途中下関に候事其心可く下関迄と爲す
事等下関下関通に候事其心可く下関迄と爲す
船等其心可く下関迄と爲す

及長州後和と乞ふると其心未だ下らん然と下関に當り
控まらん下下と乞ふれば何れも長州人下関を攻め
與木隊防し方三軍控り候と爲す其心可く下関迄と爲す
早と各固く候と其水師提督上中道官に候と云

杉平大膳更互

一 横濱新聞紙

一千八百六十四年九月十八日 我八月十日

下関と通信

- 一 長州と歸服す事
- 一 長州と歸服す事
- 一 船將アヒキサントハ傷と受けし事
- 一 船將出板と云ふ事不列願其氣松子ニ船將キクク次
ト第十時以時下関と書向と廣一當港に到り候と云同船

隊の行動と次者等して我々軍指するに由りて下関の戦
争と称せり

一 二日ベネ船艦ターキヤン船第一百艘^{八月}とモシ別其他の戦隊は
翌日其意に到りて第一^{八月}火曜日に船隊艦戸の入口に碇
きり第一^{八月}右船隊と分配し第一^{八月}即ちクルクルの
フリウキメターリニコロイスハロ井^{八月}とベネ及リイハト船とクルクルの
船将へイス各の指揮に任じし別ペルシースエタングレットア
ムストルクム^{八月}メユカ艦ユツケツト船へルシース船の指揮に任じし三艘
の大船コライリスコニコル既せミラリス艦一列は艦戸の中央
に備へたり船隊を配るるに由りて第一^{八月}船隊の一部は南西の
方に殆ど其場面に一艦を船隊より東の方へ備へたり我々
船隊艦隊と殆ど一時は始り戦利と認めて是より大戦をな
り素より其船隊小船中より始りてコライリスセミラリス及

ニコル船の艦隊は艦隊より砲臺より一守り船将へイスの指
揮より船隊の一部は向け艦隊より艦隊を我隊より艦隊より
以りて多し右船隊大なる砲と砲を砲と砲と月曜日に艦隊
第一^{八月}時^{八月}艦隊と歩^{八月}午前九時^{八月}時^{八月}艦隊と軍隊
と指揮より船将へイス上陸し早隊より下関を去り艦
隊と砲臺と有せり夕刻より海軍の艦士在来の上陸場子
屯集より時船隊へイス上陸の方を向け終り艦隊より日
中人を対し艦隊より水夫艦隊海軍艦士柵の向うを
去りて其海軍の艦士を艦隊より且野戦砲七挺有り
あり海軍の艦士其谷の右の方を去り水夫とたの方を去り
り砲臺と西柵の向うを去り併茶西隊和軍人且は艦隊
一軍率右柵の向うを去りて艦隊より艦隊より艦隊より
艦将へイス上陸艦隊テールシイ人副傷と交けり他の艦士

其子居所より船此を動かさず其場を奪い大砲を揚るなり
且苦心を以て軍兵を船に送り歸りしとき船隊を南西の
入口より西より進み逆りし人ありて是れ日本確り場不
志也と云ふなりフムコデルカヘルラの瀬戸の周圍より大砲を今太
田豊船隊の船中より打て
弟あるは和睦の旗章と清方より上より進んで浮隊を自
コライリス船中より舟りて而して兵士を戒めしり水師提
督陸指揮友長州の古き員分下の兵士を而して其時
らん水汗提督の旗章を争ふに戦争の別ククリツト登ユウケワ
船を離ししなり船隊の一部とソノラヘりし傷者あり
ビスコノ古船を引りて左砲の傷者ありしなり船中
物方跡を争はしり其時兵士を争ひしなり一所の夜を絶し
後ハル下ス陸上ニシテ廿七の船中より兵士上陸し其時一砲

其の左砲は槍を折るなり其れを以て兵士砲槍を打る砲を先
クル既ニエフリック船砲の毒場を以て船を以て其れを以て船
将アキカントル一隊を以て傷と云ふなりコライリス船ロイテ
ナント「上」ワルト子傷を以てししと云ふなり我亦歎息しし所
なりロイテナントフロウロウハ一隊を以て股の傷を以てしし一
和兵隊を以て其の士及被害を以てしし事と聞しを右士方の姓
名を以て知れり也右の因兵士の戦隊を以て全く損傷し其兵
士人「印」ハ十二人なり其事と聞けしタリシハ船中戸と云ふ水
師提督より其の書翰を以て上海へ使者を以て送るなり
一船中より進出する左砲の射ち七十挺と云ふなり是れ信じて
其傷者なる者あり其れ以外は其の傷者なり其れを以て其れ
の本質なり是れを以て被壞ししなり
一亞國其氣ターキヤン船國旗の名譽を以て其れを以て其の者

此の通り船が来たに、船中を待たせしむ、此大事件の大同
 四年に、船中を待たせしむ、船中を待たせしむ、船中を待たせしむ、
 此の通り船が来たに、船中を待たせしむ、此大事件の大同
 四年に、船中を待たせしむ、船中を待たせしむ、船中を待たせしむ、
 此の通り船が来たに、船中を待たせしむ、此大事件の大同
 四年に、船中を待たせしむ、船中を待たせしむ、船中を待たせしむ、



一 核爆の話

- 一 中島重光氏の自伝(中)の事(中)を参考して
- 一 中島重光氏の自伝(中)の事(中)を参考して
- 一 自伝(中)の事(中)を参考して
- 一 自伝(中)の事(中)を参考して
- 一 自伝(中)の事(中)を参考して
- 一 自伝(中)の事(中)を参考して
- 一 自伝(中)の事(中)を参考して
- 一 自伝(中)の事(中)を参考して

此の通り船が来たに、船中を待たせしむ、此大事件の大同
 四年に、船中を待たせしむ、船中を待たせしむ、船中を待たせしむ、

一 破壞之基場修復即... 之事

一 破壞之基場修復即... 之事

一 破壞之基場修復即... 之事

一 破壞之基場修復即... 之事

一 破壞之基場修復即... 之事

一 破壞之基場修復即... 之事

是夜而命發倉部一斗而命信亦不令其去也
と付たす
之は成りし中より
能く
謀事
益す
成り
知
和
又
馬

之類家事事人信達奉
山崎
信
山
外
今
別
五
此
始

徳信院様

その所存折目と献ては其様事なり和紙にて書かざりしは
は其の如く候事候なり

一 徳信院様へ書付事候なり



此の在所書付事候なり一 徳信院様へ書付事候なり
之様事候なり其の如く候事候なり
此の在所書付事候なり一 徳信院様へ書付事候なり
之様事候なり其の如く候事候なり
此の在所書付事候なり一 徳信院様へ書付事候なり
之様事候なり其の如く候事候なり

一 右の所書付事候なり此の在所書付事候なり
其の如く候事候なり一 徳信院様へ書付事候なり
之様事候なり其の如く候事候なり
此の在所書付事候なり一 徳信院様へ書付事候なり
之様事候なり其の如く候事候なり

服部文庫
117
1289
246

上巳上元の奉と撰成をりて了る事其弊流甚長家亦深く痛心
を依る其考をりて家亦其弊此諸侯と異り幕府甲斐の信
義を今幕府其職と缺る時 天朝の内安危此時を以て人
こと傍観しざる 皇國此氏子ある幕府と臣正なる事能
はる時いふ亦其職と云ふること能く 天朝にた即幕府
に信義を以てしる我職も亦云ふこと 依る二おもむる力
を自の誓ひを秋令と下し 御言人より布告ん天儀を以て
我意と初ると後い改心は力の不其意上下貫徹し 右武の事
柄一和の端と開き居 教意と賜ひ大樹の上諸に在り 天朝の
神て事し天下此而自此事を以て推し 期限を以て 天朝の
即為先津の内得る事 天朝幕府に赤心を表
し 後りの不幕府変動し 教意と望望致しと不信痛哭
固より大樹を故する事し 執政其職と失ひた又 右武の難問

と云一有志の士痛哭をりて吾深く是を憂ひ居事と以悔恨
たりん事と望りて改心を以てる事あり 刻馬開に使者を以て下
其言小倉居 勅令に自を應接を以て有志に憤怒を以
其其和と信りて事説起り 其地の安否を以て 頗粗暴を以
いりて言 天朝と憂ふ事心より起り 幕府を我庶民の是ら
ざる我深く罪する事不見而信を以て 又云信より言と改
事ありて二州 天朝の内安危の事 成る事此を以て
其職に不肖居ると存幕府の我と信を以て 今又汝方以
心得る幕府我我不快くは奸謀の爲りて 幕府大悪を
お成らざる我に家に安んずる事又我幕府の是らざる事人
と信を以てし 何れん言ふ天下の人我と知る事尤は幕府に安
治等の中より人臣とて言ふ事 謀と生る事 誠子可畏
の事と云ふは必伴其言見誤を以てり 其言不言して其

功之成... 官... 九月廿九日

一園書之旨 九月廿九日

一... 九月廿九日... 功之成... 官... 九月廿九日

是日... 大印... 薩州... 肥後... 德川... 確然...

一... 師... 隊... 橋... 水野... 尾州...

一... 尾州... 征... 長... 橋... 水野... 尾州...

一... 尾州... 征... 長... 橋... 水野... 尾州... 征... 長... 橋... 水野... 尾州...

日登中久之信所由中上之山其多之之而後職之乃其山陽
西向之信也信也監軍とて是也其後上板倉屋とて希也
説し内之也

一 先遣使公征長也其甲久之之是也其子之信也其子之信也

一 出後封馬所信也後職之松前也其後也其用証也其子信也其也

一 仙臺也其甲也其信也其子也其子也其子也其子也其子也

一 此度錦旗所出也其甲也其師也其也其也其也其也其也

一 其田也 甲信也其也其伊也其也其也其也其也其也其也

人下勿也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

一 長也表也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

一 其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

一 其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

一 其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

一 其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

一 其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

寺子中津和野中し使命と有言大膽子也言是言是し百幕也
之先有言有德有言云々由若何長の形と事師受之と國の
一内道方多言所由中左軍之敵と事師受と右軍之受情と忠也
中探取と事

- 一 福永越後三國事介國目信信亦旅し長上由由し事進長有言
初より之事最遠望也山勢多し事改事高是為形所是
一加刺後之女子山門而して事此方也 伊左衛門伊右衛門
山形と事此方有言由山此中何事と事上京此方有言
一 水野國光事此中肉有言石傳中事此方何事此方何事
事大金何事此 伊左衛門伊右衛門と事此方何事此方何事
但事此入言此と事此方何事
一 伊左衛門伊右衛門 西極美公事此方何事此方何事
一 井上以右所渡所し事此此方何事此方何事此方何事此方何事

加州仕書

十月廿六日申渡



右馬守長藤土文堂上阿ふ内右方之不易取扱と族不臣至
檢存切後仰付取

右以し加依江朝抄丸と説と以彼氣國子周施評不客易以
國難と引本一國無主把一海江、水候不黒事此方不此候
探案と依及善事少族不臣至檢存切後仰付取
十月十九日申渡

前田並和事人
不破富と事

牛門柳那と事
千秋いと事

玉井加事人
大堅和事人
同性仲と事



右仲之修浪士輩因被過激之說在唱名之福本之文下叛逆之徒小島等之區一旗不居五旗者切振之仰付度

保原村家之徳人
青木信二郎

右儀之即修浪士輩因被過激之說在唱名之福本之文下叛逆之徒小島等之區一旗不居五旗者切振之仰付度

高月廿六日申渡

大徳傳兵衛

字前儀在破名之區一旗不居五旗者切振之仰付度

可上成信之仰付度

右所用者系為筑西之旗之土佐守是者申渡

千秋次郎 十四歳
青木信二郎 三歳
日人実方 十一歳
此等者皆為
筑西之旗 十七歳

右流刑者為共幼少之旗之仰付度

西尾年人 廿歳
大徳傳兵衛

右源藏儀在在幕中一仰付度以被過激之說在唱名之福本之文下叛逆之徒小島等之區一旗不居五旗者切振之仰付度

能利寄之内流利端小屋入之仁甘但死不出未追是之通西尾
年人如款之

青山那吃与力
福田惣由

古物船依国典之礼一京郡
官操之立入字寄易而西
在取上之在系部而外并他后浪士自引入且他后封一中国
之能操一此表之在以之正邪治礼之祝在从口志之在在以中寄一
其及面含致族不在至粒沙治之限之在生相上仰付也

小田 年三

石年三依浪士中寄之在交之通激之祝在在多人之思志之在浪名
子少回能之能一且回禁之礼一海津之在城中之在元未通激
之祝在唱之礼元之在石在在粒沙治之限之在生相上仰付也

海津言切板

透更

閉門

透更

況刑

役名是免

多者是免

〇〇

内家老四子言名

松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

石年三 松原大茂

切後

.....

山年太

山崎九左衛門

山崎十郎

山崎村山

山崎村山

山崎村山

山崎村山

宗次大野木仲章

千秋順子

不破留子

青尔信子

大德傳兵衛

与力 福田哲也

小川幸三

田巴

石黒玄平

谷村慶右

内友宗源

青尔良信

同成子

后村甚次郎

生洞 劍首

一軒

禁字

急度差和

右州刑死公の事

大正 廣瀬島右治門

一月廿一日書

肥後廣重師周旋之極に依り 幕府申上諸事執事上迄並見及

奉行先日 幕府渡世度、而得此以會津度、一萬石、其法

其に申上之事、申上後、未申上迄、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

一月廿一日廿六日會津度、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

其に申上之由、其法、其に申上之由、其法、其に申上之由、其法

市後心切事方如何付者云云 中州此止又出所中先
百多事云云 大板、出因口所云云

一 今所云云 中州此止又出所中先
曰吉川以爲此 中州此止又出所中先
一 今所云云 中州此止又出所中先
一 今所云云 中州此止又出所中先

一 今所云云 中州此止又出所中先
一 今所云云 中州此止又出所中先
一 今所云云 中州此止又出所中先

子如云云

一 今所云云 中州此止又出所中先
一 今所云云 中州此止又出所中先
一 今所云云 中州此止又出所中先

檄文

晉者



皇綱解紐。羣后跋扈。強侵弱。衆暴寡。四分五裂。國宇
雲擾。至于足利氏之季。子民之禍極矣。特出撥亂
之雄。若織田氏。若豐臣氏。而不能善其終。於是天
誘其衷。降我。裂祖。以神武英智之惠。不厭風灑
雨沐之勞。東伐西討。扶弱抑強。合分綴裂。偏武興
文。救民塗炭。然後海內歸一。

皇威以張。綱常以正。飽醉安眠。三百年于茲。非我

烈祖之盛德。安能致是無窮之隆治哉。今尔有衆
諸侯。乃祖乃父。有不蒙其深仁者耶。願孫有

服部文庫
117
1290
456

不浴其渥。決者耶。惟其報深仁。渥沃之不遑。然而
長賊玄究。敢畜非望之志。煽動僥倖之徒。外假正
義之名。剝喪善同。究殺誅輔。以掄已亥謀。杜辨世
說。誑誤朝臣。迷亂人心。欲以逞其計。天地鬼
神。豈其宥之哉。乃亥謀立頭。放逐京土。猶亦知悔
非待罪。不逞是聚比。周無賴。自為天下逋逃之主。
暴擊寡。單步船。欲以取攘。或口實。証上欺下。不智
之也。及至招彼凌辱。受命劫迫。固其宜。若夫害
幕使犯

天闕大逆無道。無甚於此。罪惡貫盈。自絕于天。是天
下可共伐之賊也。

幕府寬仁。不忍苦北兵。召諭再三。尚欲有善所處
焉。長賊荒頑。慣寬押心。不救走命。謝罪益重。其罪
天怒人憤。誰不欲屠其城。滅其國也。哉。方今我
大君。妙齡天授。天意故許。難艱。光耀發達。其英智
宏德。顯德日躋。俊哲列位。實因力利。兵銳將一。怒
革俗匡國。一新天下。振中興之業。如彼蠢爾。長賊。
吾紀。侯在焉。何煩。大君親率。魏赫之師。吾紀。侯
以。親列三。謀。仗大義。討有罪。莫不如振枯箠。爾
友邦諸侯。其有弗壹心。戮力哉。早夫。長有七。敗。父
愚子頑。自古有頑。愚之君。成事者。年一收也。其大
臣不能奉祖訓。匡救其君。是大臣無。謀。忠。節。之

人二敗也。其士大夫存情固無鬪志，慮客兵張虛勢三敗也。客兵烏合，主人不能統紀，上下主客無一致之心，四敗也。躬為朝敵，五敗也。名義無可立，六敗也。孤立無應援，七敗也。今我以有名伐無名，以有義擊不義，以有尊攻無算，為天下討有罪，其為當哉。正正堂堂之兵也。昔紀公不日進大旆，正其典刑，爾交邦暴君，其各出厥賦，竭厥力，殄殲乃讐。勿敗愆期，其各射以戈，比示于克，立乃功。勿辱祖先。大君將大論不次之賞，為最哉友邦，若弗迪，占長賊，同顯戮，以徧布告天下。

服部文
11
12
XU

在忍以書上上我之情實八世書花指末書中亦曲上
更急他子唯臣子之分愈夜重之生也上之義善因情偷
安人情飽之為歷之說說在流正儀坊之故論亦少
考以正邪之當之勢之不可斗者有志之士為謀決死報國振長
之義類之逆之受憎我之時情諱口多於柄仇情淫播之
却而問元之戰與我成我之兵狂乱好子之有急之毛氏無之寒
勢不深心之古之乎生對云是也據疑也出徒居國之波
劫推以深不之慈揣之孝不我兵之不奉之刺德也明夜才情
不能與古道在取之法所波通以是受今日之勢多到其據疑難
相免誠之德心在在執多之微志勇激州下女之居之也
仰信不不苦不義影陛下之啟明我之情實而守密之聖
括藏重上之有秘也以上

武田伊賀守

三月

正生五

賊臣武田正生誠恐其首首拜
 一楊云閣下之白臣亦負罪之身以不憚嫌疑不顧天下之大惡
 軍裝冠在年以請所改通仍為深幸忍不將共好礼批教之意
 乞民無之矣不待止之傳之世不閣下承承公之在過逆臣結賊
 宣壽之殘黨市川之在馬依反若著教此奈治未之賊臣諂之
 構以長等 烈公之送志之被繼奉侮慢之醜吏之抑振之國恩之
 弟一在在報微表之 公之送志之為有之奸徒一百方之生一課
 之勢於奉國連之數夜之戰之及之同之戰之卒之千萬之生
 得兵以不固滿之過之千之改年以來 天朝之令之遊布告而
 株美之初能悉皆收泡之春 倫言如汗之大義之書之且醜
 弟差跋庵之神州之固休矣抑也之協會之書之抑有之
 六之到之祖宗之送志之繼述—— 東思之風教之飲慕之

素志之派滅無治之至矣臣子之情矣送憾無生之固不粉骨
 碎身到底醜吏之極之微哀之 天朝之送志之書之且醜
 情之生不熱情之始末之竹之謬之高覽之官預之固不
 際察之亦抑依地待命

三月

始末書

定年醜吏抑振之初送志之書之且醜 君云之上京之砌
 公之補佐之據美之奏成功指之のり之素 初命 天朝之
 頂戴之遊 以孰過 不過之 以其末其初勦之 第一 天朝之
 處之有之在之府家之之醜極之好之而後之有志之族忠諫力之書粉
 肯 公之之教度歎之仕之滿其未而採用之遊待命送日門之書之
 乃之之在之逆臣活琳宣壽之殘黨市川之在通依藤若書之此奈
 此若市之奸臣當子之月才之國之滿聚 逆謀之全始之三月

六官送 天朝鑽港法利可也任去多也其情在在氣色逆志粗
結小數多因月以分取逆使市川官馬作教百人可換換在携之
官而破り小石川即去種之謗言を構執政始之請忠良之臣を
退職武公禁銅之而扱以右振奸徒一時口口七人之子と深憂意仕水
府兵卒不請有志各必死を究之少之何即去其真 君之言也 奸魁
市川官馬作之孫也追下小官請有志其儘に強江府在為一國元
婦人小兒を色淫虐辱之之奸人共情才押而空城内賞符未殺意
取以金穀會武益未自由取一撤之役人泣別止其得之捨刀を以切之
請有志國元は下りて防戦之役守當を河川之橋を各一府兵入
口手迄を砲臺を筑之龍城を構を取官江府兵卒其志一
不 君之而下國を奪取鎮を多指止言任得兵一氣に取用等不得止
公意市川逆使之族抄平大城取版を以而名代と逆使府表二奸命
奪取山要任有之請有志同守周上之古田葉院到右之故也

是の事奸魁市川官馬作の少少を以鏡手合之大砲波記在
皆於北方十箇ヶ所戰争之用定事不得止一先湊村進ヶ砲制誓古
場之より使志を以先方之隊長渡邊半助其抄論湯兵然砲發り付以
方族無是れ方撤及意戦教日る交城内に 山祖宗馬代に 山神主様又
而母堂自身院様始り而廉才法公子孫方而住居遊り有玉伴城
外を巡通一法府砲少交戦を能く守り再い湊村退之軍隊再其之
少の奸徒又之謗を構 公意市川代田江去番取版及非諸侯之大事を以
其口其門以代官手附田中志之馬と申志而同付之由其助統三亦平十
市之内之を合其湊村へ集り以度戦多取扱与有是之了情を委細
去是市川之子也其抄論湯兵方請有志中請皇付大城取版不家老其人
去之由云馬陳(是也)大城取版自今之由云馬陳不事之了情を委細
述 公意市川之及之期限を定事請有志中請皇付大城取版不家老其人
後之者其不承一府兵入奸人共与謀奪也仍言誘引捕也其子孫也



新文白文一

先立たぬいしとらじく日ああるんこて心
常勝なりし

秋の菊もほろけふきて今や持物となす
持物もあき

けふもふゆらぐらひいなるるも
いふもあきあき

まほしきとて何とくもふゆらぐらひ
あきあき
丹波をいふ

服部文庫
117
1690
2000.12

昔より誰の心も河の名の海

と何れかありや

まやち教の中さく

しめては道あるとん 初れと

世も心ありて

あるあるの 業心

名はせん 道ぬえん

まよ何よ

まよも 業

あつがましと せん

こゝろに名をいふ

